

会社法第 794 条第 1 項に基づく事前開示事項

株式会社巴川製紙所（以下「当社」といいます。）及び日本理化製紙株式会社は、2022 年 1 月 21 日付で株式交換契約書を締結し、当社を株式交換完全親会社、日本理化製紙株式会社を株式交換完全子会社、効力発生日を 2022 年 4 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。なお、本株式交換の効力発生は、本効力発生日付で予定している日本理化製紙株式会社による昌栄印刷株式会社及び三和紙工株式会社からの自己株式合計 370,000 株の取得及び同自己株式 370,000 株の消却の効力発生を条件としています。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

添付書類に記載のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項

イ 株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対して交付する株式交換完全親会社の株式の総数又はその算定方法並びに株式交換完全子会社の株主に対する株式交換完全親会社の株式の割当てに関する事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における日本理化製紙株式会社の株主（但し、当社を除きます。以下「本割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する日本理化製紙株式会社普通株式の総数に 0.92 を乗じて得られる数の当社の普通株式を割当てます。当社は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する日本理化製紙株式会社普通株式 1 株に対して、当社普通株式 0.92 株の割合をもって、当社の普通株式を割当て交付します。

当社は、本株式交換における株式交換比率の算定に際して、当社及び日本理化製紙株式会社の株式価値について、公正性・妥当性確保のため、当社及び日本理化製紙株式会社から独立した第三者算定機関である株式会社ディビジョンコンサルティングにその算定を委託しました。

当社及び日本理化製紙株式会社は、株式会社ディビジョンコンサルティングが当社については市場株価平均法、日本理化製紙株式会社についてはディスカунテッド・キャッシュ・フロー法により算定した当社及び日本理化製紙株式会社の株式価値の結果を総合的に勘案し株式交換比率を算定のうえ、株式交換契約当事者間で協議し、上記の事項が相当なものであるとして、決めました。

ロ 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はございません。

4. 計算書類等に関する事項

イ 株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容

添付書類に記載のとおりです。

ロ 株式交換完全子会社についての最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

ハ 株式交換完全子会社についての最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

ニ 当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

5. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における当社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はございません。

2022 年 1 月 21 日

東京都中央区京橋二丁目 1 番 3 号
株式会社巴川製紙所
代表取締役社長 井 上 善 雄

株式交換契約書

株式会社巴川製紙所（住所：東京都中央区京橋二丁目1番3号 以下「甲」という）と日本理化製紙株式会社（住所：静岡県静岡市清水区中之郷三丁目1番1号 以下「乙」という）とは、次のとおり株式交換契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社
（商号）株式会社巴川製紙所
（住所）東京都中央区京橋二丁目1番3号
- (2) 乙：株式交換完全子会社
（商号）日本理化製紙株式会社
（住所）静岡県静岡市清水区中之郷三丁目1番1号

第3条（株式交換に際して交付する金銭等及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（なお、第10条に定める本自己株式取得及び第7条に定める本自己株式消却の効力発生後とする。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式の総数に0.92を乗じて得られる数の甲の普通株式を割当て交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき甲の株式0.92株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、株式交換手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により株主総会の決議によって本契約の承認を受けなければならない場合、甲は、効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議により本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認に係る乙の株主総会決議を求める。

第 7 条（自己株式の処理）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（①第 10 条に定義される本自己株式取得により取得する自己株式、及び②本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する（以下「本自己株式消却」という。）。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後株式交換の日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議し合意のうえこれを行う。

第 9 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本株式交換の効力）

1. 本株式交換の効力発生は、①乙による本効力発生日付の昌栄印刷株式会社及び三和紙工株式会社からの自己株式合計 370,000 株の取得（以下「本自己株式取得」という。）、及び②本自己株式消却の効力発生を条件とする。
2. 本契約は、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られないとき又は前条に基づき本契約が解除された場合は、その効力を失う。第 6 条第 1 項但し書きの場合に、甲の株主総会の承認が得られないときも同様とする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議解決）

本契約の規定に関する疑義又はこれに規定のない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2022 年 1 月 21 日

甲 東京都中央区京橋二丁目 1 番 3 号
株式会社巴川製紙所
代表取締役社長 井 上 善 雄

乙 静岡県静岡市清水区中之郷三丁目 1 番 1 号
日本理化製紙株式会社
代表取締役社長 渋 谷 章 広

事 業 報 告 書

第 141 期

令和2年4月 1 日から

令和3年3月31日まで

日 本 理 化 製 紙 株 式 会 社

静岡県静岡市清水区中之郷三丁目1番1号

第141期 事業報告

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

会社の状況

1. 事業の成果

当事業年度のわが国経済は、年度後半の製造業の回復基調はあるものの、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う経済活動の低迷や米中貿易摩擦の影響により、全体では大幅な減速となりました。新型コロナウイルス影響が長期化する中、新常态への転換が進み、個々の生活様式や企業活動に大きな変化をもたらした1年でもありました。

このような経済環境の中、当社の売上高は27億6千1百万円と前事業年度に比べ1億1千5百万円の増収(+4.3%)となりました。

内訳として、紙加工を中心とした製品分野では、包装用ガムテープを始めとするテープ類の販売がやや減少したものの、当期限りの高額買入商品販売があったことなどにより、前年度を5千万円上回る売上(24億7千万円)を計上することができました。

一方、フィルム加工を中心とした製品分野では、受託製品が増加したことにより、前年度を6千5百万円上回る売上(売上高2億9千1百万円)となりました。

収益面につきましては、原材料費と物流費及び消耗品費等のコストダウン及び製造合理化により、営業利益は1億7千4百万円(前事業年度比107.0%)、経常利益は1億7千1百万円(前事業年度比107.1%)、当期純利益は1億1千1百万円(前事業年度比84.1%)となりました。

なお、今後も安定した経営基盤の確保に努め、安定的な配当の実施を継続できまそう一層の努力をいたす所存ですので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上の業績結果を踏まえ、当事業年度の配当につきましては、前事業年度と同様に1株5円とさせていただきます。

2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は1億2千万円であり、主なものは次のとおりです。

- 1) 紙加工関係 1億1百万円(新型スリッター機、塗工設備排気ダクト工事 等)
- 2) フィルム加工関係 6百万円(ガス検知器更新 等)
- 3) その他 1千3百万円(恒温試験機 等)

3. 資金調達の状況

主には従前の借換資金として、また設備投資資金を含めた事業資金として日本政策金融公庫他から3億2千万円の借入金調達を実施しました。

なお、当事業年度末の借入金残高は、9億3千万円となり、前事業年度末に比べ2億1千万円減少しました。

4. 対処すべき課題

増収増益を達成するために会社に対処すべき重要な課題は以下のとおりです。

- 1) 新型コロナウイルスの感染拡大を最小限度に抑える活動を行います。
- 2) 収支管理, 製造管理, インフラ整備の進捗管理による経費の削減及び経営状態の共有/見える化を進め、収益への寄与を図ります。
- 3) 既存製品の拡販・横展開のために、更なる新規顧客・新規市場への活動を図り、コアビジネスでの増収増益を図ります。
- 4) 更なるコストダウン及びフレキシブルな生産体制を維持し、フィルム加工製品の営業損益改善を図ります。
- 5) 保有技術を応用した将来の柱となるべき製品実現のために、製品開発業務を効率化し、全社で取り組みます。
- 6) 自律人財の育成システムの活用により従業員の力量アップ及び次世代リーダーの育成を引き続き進めます。
- 7) 安全最優先を徹底します。
- 8) TOMOEGAWA グループ全体での生産最適化を目指し、コーティング事業の生産設備再編検討に参画します。

5. 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏名	他の法人等の代表状況等
取締役会長	畑澤 敏之	(株)巴川製紙所 取締役相談役
取締役社長 (代表取締役)	渋谷 章広	
取締役	元吉 紳一	
監査役	山本 直人	(株)巴川製紙所 経営戦略本部 経理グループ マネージャー

(注) 令和2年6月3日開催の定時株主総会において、取締役会長 畑澤 敏之氏、取締役社長 渋谷 章広氏、取締役 元吉 紳一氏及び監査役 山本 直人氏が選任され、就任いたしました。

以上

貸借対照表

令和3年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	円	負債の部	円
流動資産	1,255,915,360	流動負債	1,054,433,085
現金・預金	63,854,538	支払手形	22,183,490
受取手形	147,926,047	買掛金	474,062,684
売掛金	700,901,072	短期借入金	279,344,618
製品	88,412,272	リース債	0
商材	18,745,887	未払金	21,118,680
半製品・仕掛品	161,933,611	未払費用	123,980,655
材料品・貯蔵品	73,593,351	前受金	7,082,951
前払費用	5,684,459	預り金	1,674,974
貸付金	0	賞与引当金	31,927,691
仮払金	400,477	未払法人税等	17,129,400
仮払法人税	0	未払消費税等	24,167,592
未収入金	884,140	設備関係支払手形	51,760,350
貸倒引当金	△ 6,420,494		
固定資産	2,328,728,447	固定負債	863,273,200
(有形固定資産)	(2,138,660,924)	長期借入金	650,970,000
建物・構築物	497,675,579	退職給付引当金	204,903,200
機械装置	177,417,710	役員退職慰労引当金	7,400,000
車両運搬具	4,966,920		
器具及び備品	34,732,215	負債合計	1,917,706,285
土地	1,419,119,500		
リース資産	0	純資産の部	
建設仮勘定	4,749,000	株主資本	
(無形固定資産)	(10,903,141)	資本金	100,000,000
ソフトウェア	10,903,141		
(投資等)	(179,164,382)	資本剰余金	56,610,835
投資有価証券	91,276,415	資本準備金	56,610,835
差入保証金	7,549,262	利益剰余金	1,494,604,445
その他投資	30,000	利益準備金	25,000,000
破産更生債権	536,305	その他利益剰余金	1,469,604,445
長期前払費用	487,200	別途積立金	600,000,000
繰延税金資産	79,821,505	繰越利益剰余金	869,604,445
貸倒引当金	△ 536,305	株主資本合計	1,651,215,280
		評価・換算差額等	15,722,242
		その他有価証券評価差額金	15,722,242
		純資産合計	1,666,937,522
資産合計	3,584,643,807	負債及び純資産合計	3,584,643,807

損益計算書

令和 2年 4月 1日から
令和 3年 3月 31日まで

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の部	営業収益 売上高	2,760,916,640
		営業費用 売上原価 販売費及び一般管理費	2,388,070,351 198,646,647
	営業利益		174,199,642
	営業外 損益 の部	営業外収益 受取利息 受取配当 雑収入	255,452 1,121,550 5,930,629
営業外費用 支払利息 雑売却損		6,788,451 2,419,886 1,687,269	10,895,606
経常利益			170,611,667
特別 損益 の部	特別利益 固定資産売却益	1	1
	特別損失 固定資産除却損 投資有価証券売却損	1,577,798 9,080	1,586,878
税引前当期純利益			169,024,790
法人税、住民税及び事業税			50,736,800
法人税等調整額			7,268,771
当期純利益			111,019,219

株主資本等変動計算書

〔 自令和2年4月1日
至令和3年3月31日 〕

(単位:円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
令和2年4月1日残高	100,000,000	56,610,835	56,610,835	25,000,000	600,000,000	768,585,226	1,368,585,226
剰余金の配当			0			-10,000,000	-10,000,000
当期純利益			0			111,019,219	111,019,219
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			0				0
事業年度中の変動額合計	0	0	0	0	0	101,019,219	101,019,219
令和3年3月31日残高	100,000,000	56,610,835	56,610,835	25,000,000	600,000,000	869,604,445	1,469,604,445

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
令和2年4月1日残高	1,393,585,226	1,550,196,061	9,653,263	9,653,263	1,559,849,324
剰余金の配当	-10,000,000	-10,000,000		0	-10,000,000
当期純利益	111,019,219	111,019,219		0	111,019,219
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	0	6,068,979	6,068,979	6,068,979
事業年度中の変動額合計	101,019,219	101,019,219	6,068,979	6,068,979	107,088,198
令和3年3月31日残高	1,494,604,445	1,651,215,280	15,722,242	15,722,242	1,666,937,522

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産・・・移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物、及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 3～45年

機械装置及び運搬具 2～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当会計年度末の発行済株式の種類及び株数

普通株式 2,000,000株

(2) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月3日 定時株主総会	普通株式	10,000,000	5.00	令和2年3月31日	令和2年6月4日

(3) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和3年5月31日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額 10,000,000円

② 配当の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 5.00円

④ 基準日 令和3年3月31日

⑤ 効力発生日 令和3年6月1日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 833円47銭

2. 1株当たり当期純利益 55円51銭

監 査 報 告 書

私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人、親会社の監査役及びその他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書につきまして検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれらに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年4月28日

日本理化製紙株式会社

監査役 山本 直人

